

平成25年2月13日
国土交通省中部地方整備局
建政部建設産業課

中部ブロック建設業災害対応金融支援事業等説明会の開催について
～地域建設企業をサポートします！～

国土交通省では、建設企業が災害時において使用される代表的な建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成する「建設業災害対応金融支援事業」を実施する方向で調整を進めております。同事業の概要については添付資料及び下記ウェブサイトをご覧ください。

同事業について、下記の通り説明会を開催致します。

記

日時：平成25年3月8日(金) 14:00～16:00
場所：桜華会館 4F「松の間」 (名古屋市中区三の丸一丁目7番2号)
※添付地図をご覧ください。

募集人員：130人 (お早めにお申し込みください)

対象：建設企業、建設業団体、重機メーカー、金融機関、都道府県等

申込先：中部地方整備局 建政部 建設産業課

別紙申込書をメールで送信願います。なお、メールでの送付が困難である場合は、FAXでの送信も可です。
メール送信先 kensan@cbr.mlit.go.jp
FAX送信先 052-953-8606

申込締切：平成25年3月5日(火)

参加料：無料

内容：1. 建設業災害対応金融支援事業に関する説明 (14:00～14:40)
2. アドバイザリー事業に関する説明 (14:50～15:30)
3. その他の建設産業関連施策に関する説明 (15:30～16:00)

同事業のウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000011.html

本説明会は、平成24年度補正予算の成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、平成24年度補正予算成立前に同事業の周知を行うものです。

したがって、平成24年度補正予算の国会における成立が前提であり、事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省 中部地方整備局

建政部 建設産業課

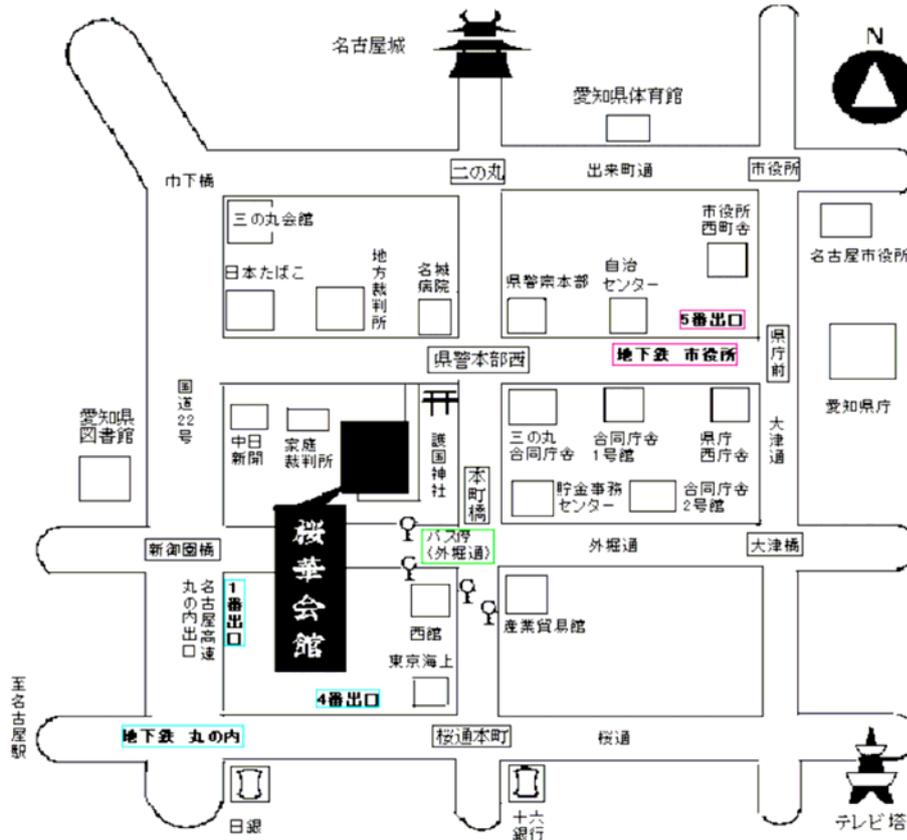
電話 052-953-8572 (直通)

FAX 052-953-8606

担当 伊藤、加藤 (内線6142)

【添付地図】

桜華会館 周辺地図 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目7番2号(護国神社西隣)



- 名城線 市役所(5番出口)下車、西へ徒歩7~8分
- 桜通線 丸の内(4番出口)下車、東へ直進、桜通本町を左折し、徒歩10分
- 鶴舞線 丸の内(1番出口)下車、北へ直進、中日新聞社の次の筋を右折200m

市バス

名古屋駅から(約15分)市バスターミナル(松坂屋西隣)グリーンホーム

乗り場 系統

- ⑤ 幹名駅1号 上飯田(または東区役所)・大曾根(または白壁)行 外堀通下車、北へ100m県警本部西を西へ50m
- ⑥ 名駅14号 大曾根(または土居下)・市役所行 外堀通下車、北へ100m県警本部西を西へ50m

栄から(約10分)市バスターミナル

乗り場 系統

- ⑥ ⑮ 栄13号 安井町西(または名古屋城正門前)行 外堀通下車、北へ100m県警本部西を西へ50m

タクシーで

名古屋駅桜通口又は太閤通口より10~15分(1,000~1,500円程度)

建設業災害対応金融支援事業について

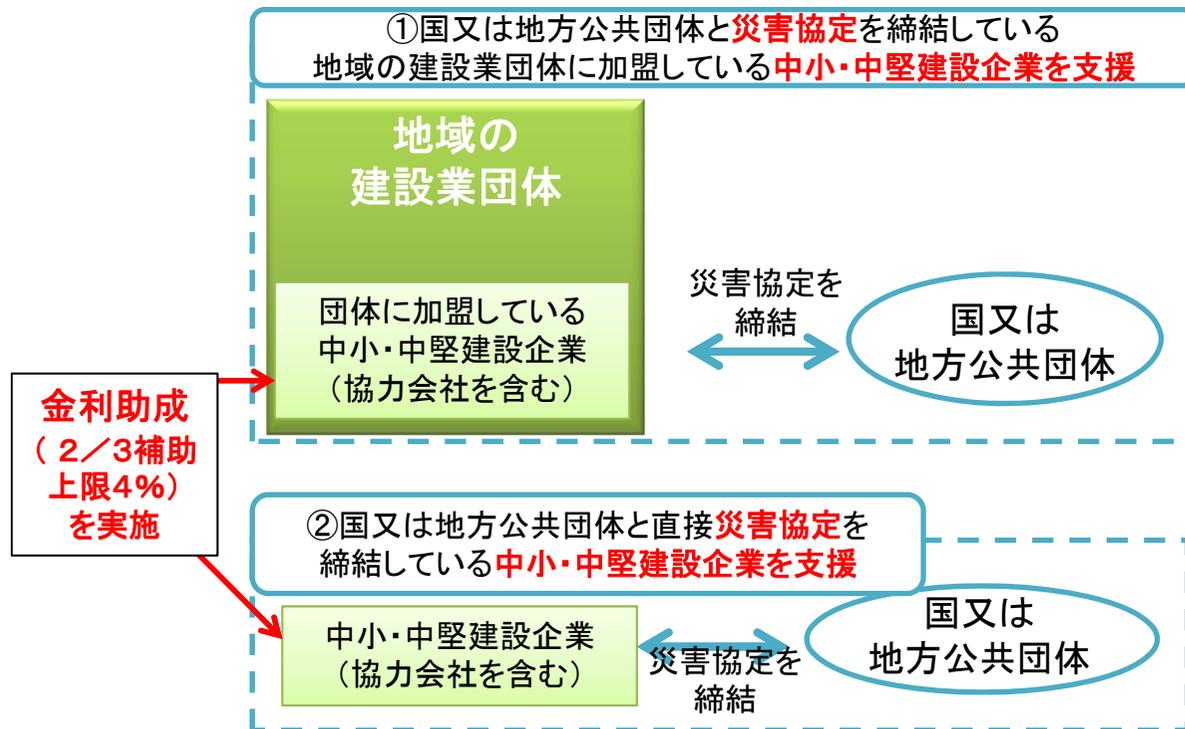
（背景）

- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
- 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみリースする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となる懸念される。

（事業概要）

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。
- 具体的には、
 - ①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）
 - ②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）
 が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械（※）を購入する際の資金の調達金利を助成（初年度1年分、2/3補助、上限4%）
 ※対象となる建設機械：建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル（地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。）
- なお、東日本大震災により建設機械を滅失し、かつ、国又は地方公共団体と災害協定を締結している建設企業に対しては、上記の建設機械に限定せず（建設機械抵当法上の建設機械）、購入に係る調達金利を助成（初年度1年分、2/3補助、上限4%）

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



（参考）東日本大震災における災害対応の例



（岩手県の例）

（宮城県の例）